

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	西鉄甘木線 五郎丸駅～学校前駅間推進管工事に係る軌道検測業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 福岡国道事務所長 金井仁志 福岡市東区名島3丁目24-10
契約締結日	令和 6年 5月 9日
契約の相手方の 氏名及び住所	西日本鉄道(株)
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥8,100,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

# 随意契約理由書

1. 件名 : 西鉄甘木線 五郎丸駅～学校前駅間推進管工事に係る軌道検測業務
2. 契約の相手方 : 名称 西日本鉄道株式会社  
住所 福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号  
電話 092-734-1303
3. 随意契約法令 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

## (1) 目的

本件は、鳥栖久留米道路事業に伴う、支障物（久留米市用水路）移設の際に、西鉄甘木線下を横断する時に、軌道への影響を検測管理を行うことを目的とする。

## (2) 内容

本件は、西鉄甘木線の下を推進工事による軌道への影響を検測管理を行うため、西日本鉄道株式会社へ委託するものとする。

## (3) 理由

宮ノ陣6丁目地区改良外工事において、管路布設の際に、西日本鉄道株式会社管理区域内（西鉄甘木線）軌道への影響が懸念されるため、鉄道の運行に支障ならないように、軌道の変位等を検測し、変位が生じた場合には補修を行う必要がある。

そのため、鉄道の施設や運行に何らかの影響を及ぼした場合は、緊急且つ特別な措置を講じる必要がある。また、鉄道の運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの作業が要求され、必要に応じて保安上の各種対応等を総合的に講ずる必要がある。

以上のことから、必要な知識・経験・技術力を十分に有する当該鉄道管理者である西日本鉄道株式会社が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、西日本鉄道株式会社と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

福岡国道事務所 工務課長